

保護樹木等を所有する皆様へ

●助成金以外にもこんなメリットが！

区では、保護樹木等を所有する皆様の負担を軽くするため、助成金のほかに、次のようなサービスを行っています。お気軽にご相談ください。
特に、事故等の急を要する場合は速やかに下記までご連絡を！

① 損害賠償保険に加入しています

例) 保護樹木等の枝が折れて通行人がケガをしてしまった(対人)
折れた枝が隣接家屋の一部を壊してしまった(対物)

② 緊急時には所有者にかわって区が対応します

例) 強風などで保護樹木が倒れたり、傾いてしまった
雪などで折れた枝が途中にぶら下がって落下の危険がある

③ 生育状況が心配なら樹木医が診断します

例) 枯れ枝が目立ってきた
キノコが生えてきた

連絡先

新宿区みどり土木部みどり公園課みどりの係

TEL 03-5273-3924

FAX 03-3209-5595



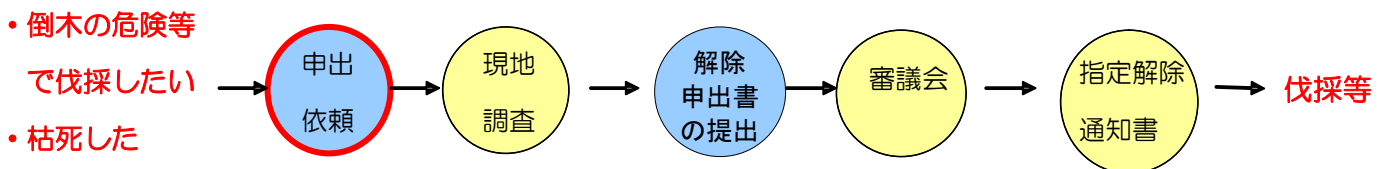
●区からのお願い

次のような場合は、原則として手続きの必要がありますので、**まず、区にご相談ください。**

① 保護樹木等を伐採する場合

枯れたり、倒木の危険がある等の理由で保護樹木等を緊急に伐採する必要が生じたら、まず区にご相談ください。

職員が現地を調査するとともに理由を伺い、やむを得ない場合は、「みどりの推進審議会」での審議を経て、保護樹木等の指定を解除しますので、解除後に伐採するようにしてください。



② 所有者などが変わった場合

所有者などが移行した場合は、変更等届出書の提出をお願いします。

※マンション管理組合の理事長変更の際も、届出が必要になります。

●保護樹木等の適正な管理を！

樹木が大きくなりすぎて近隣に迷惑をかけている場合など、大きな樹木の場合、枝葉の越境により、日照、通風、落葉などにより近隣にご迷惑をおかけする場合があります。所有者の方が、適切な剪定を行い、隣接にお住まいの方や通行人に対するご配慮をお願いいたします。

対処方法などお困りの際は、お気軽に区までご相談ください。